

本郷中央第二福寿会規約

平成28年4月1日

第一章 総 則

(名称及び事務所)

第一条 本会は、本郷中央第二福寿会（以下「本会」という）と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第二条 本会は、栄区シニアクラブ連合会（以下「栄区シニア連」という）及び、本郷中央地区連合会（以下「本中連」という）と連絡をとり、会員相互の親睦を密にして、修養慰楽を共にし、人格の向上をはかり、老人福祉の増進につとめることを目的とする。

(活動)

第三条 本会は第二条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1) 会員相互の親睦を図る活動
- (2) 生きがいを高める活動
- (3) 互いに支え合い喜びを分かち合える活動
- (4) 地域と交流を図り、奉仕する活動
- (5) その他目的を達成するために必要な活動

第二章 会 員

(会員の要件)

第四条 本会の区域は、原則として、桂公田町自治会の区域と同一とする。

第五条 本会の会員は、第四条に定める区域に住所を有する60歳以上の個人とする。但し、60歳未満の者の入会を妨げない。また、第二条に掲げる目的を同じくする者で、横浜市内に住所を置く者であれば、入会を妨げない。

上記に該当しない個人であって、本会の目的に賛同し、かつ本会の活動に賛助する者は、賛助会員となる事が出来る。

(会費)

第六条 会員及び賛助会員は、定める会費を、会計年度の当初に納入するものとする。

(会 員) 年 1, 200円

(賛助会員) 年 1, 800円

但し、年度の途中からの入会は月割りとする。

第三章 役 員

(役員の構成)

第七条 本会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 2名

(3) 会計 1名

(4) 班長 若干名

(5) 監事 2名

(顧問)

第八条 本会の運営に相談の必要があると認められた時は、役員会の議決を経て2名以内の顧問を置くことが出来る。顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員の選任)

第九条 役員は、総会に於いて会員の中から選任する。

(役員の職務)

第十条 本会の役員の分担は次の通りとする。

(イ) 会長は本会を代表し運営を統括する。

(ロ) 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。

(ハ) 会計は本会の会計事務を行い、各行事に於いて、計画、実行に携わる。

- (ニ) 班長は本会の各行事に於いて、計画・実行に携わり、自己地区の会員に連絡する。
- (ホ) 監事は本会の会計を監査する。
- (ヘ) 顧問は役員との相談に助言をするが、決議権は持たない。

(役員任期)

第十一条 役員任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、会長の任期は、再任5回までとする。また、補充役員任期は前任者の残期間とする。
役員は、辞任または任期満了の後に於いても、後任者が就任するまでは、その職務を行う者とする。

第四章 総会

(総会種別)

第十二条 本会の総会は、定期総会及び臨時総会とする。

(総会構成)

第十三条 総会は、会員を以て構成する。

賛助会員は、総会に出席し、意見を述べることが出来る。

(総会開催)

第十四条 定期総会は、毎年度初めに開催する。
臨時総会は、会長が必要と認めた時に開催する。

(総会招集)

第十五条 定時総会、臨時総会共に会長が招集する。

(総会審議・議決事項)

第十六条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 決算及び予算に関する事項

- (3) 役員を選任に関する事項
- (4) 会則の変更に関する事項
- (5) その他本会の運営に関する事項

(総会の議長)

第十七条 総会の議長は、その総会に出席した会員の中から選出する。

(総会の議決)

第十八条 総会の議事は、出席者の過半数で決する。可否同数の時は議長が採決する。

第五章 役員会

(役員会の種別)

第十九条 役員会は、毎月1回を原則とする。

(役員会の構成)

第二十条 会長、副会長、会計（三役とする）と班長を以て構成する。

(役員会の招集)

第二十一条 招集は会長が行う。

(役員会の審議事項)

第二十二条 本会の事業計画に伴う事項、及び本会に必要とする事項。

(役員会の議長)

第二十三条 役員会の議長は、会長がこれに当たる。

(役員会の議決)

第二十四条 出席役員者の過半数で決する。可否同数の時は議長が採決する。

第六章 会 計

(経費の構成)

第二十五条 本会の活動に関わる経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第二十六条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第七章 祝い金

(米寿祝)

第二十七条 会員が米寿に達した時は、3,000円以内の祝い金または、3,000円以内の物品を総会時に贈呈する。

第八章 交通費及び参加費

(交通費)

第二十八条 本会の代表として栄区外に行くときは、一人及び一組に千円を支給する。

(参加費)

第二十九条 会員が本会の代表として、イベント等へ参加するときは、その参加費を会が負担する。

第九章 会則の変更及び解散

(会則の変更)

第三十条 本会の会則の変更は、総会に出席した会員の過半数の賛成を必要とする。

(解散)

第三十一条 本会の解散は、総会に出席した会員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(残余財産の処分)

第三十二条 本会の解散時に有する残余財産は、桂公田町会自治会に寄付するものとする。

第十章 附 則

(施行)

第三十三条 1. この会則は、昭和38年12月1日制定、施行。

2. 平成5年4月1日一部改正、施行。

3. 平成28年4月1日改正 施行。